

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号の11



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則

○給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1

規 則

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第21号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第 1 条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第74号）の一部を次のように改正する。

表中「， 地域医療整備課」を削り，「介護福祉課， 健康増進課， 生活衛生課」を「健康増進課， 生活衛生課」に，「介護福祉課， 健康増進課， 障害福祉課， 子ども福祉課」を「国民健康保険課， 健康増進課， 障害福祉課， 子ども家庭課， 高齢者生き生き推進課」に改める。

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第 2 条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「総務部県民生活局長」を「総務部県民生活局長
子育て・高齢者支援総括監」に改める。

別表第 1 の 2 中「明治維新150周年総括監
医療審議監」を「医療審議監」に改める。

別表第 2 中「総務部県民生活局次長」を「総務部県民生活局次長
明治維新150周年総括監」に，「国体・全国障害者スポーツ大会局次長」を「国体・全国障害者スポーツ大会局次長
競技力向上等総括監」に改める。

別表第 3 中「くらし安全対策監
少子化対策監」を「くらし安全対策監」に，「地域包括ケア対策監
精神保健福祉対策監
食品衛生専門監」を「精神保健福祉対策監
食品衛生専門監」に改める。

「精神保健福祉対策監
食品衛生専門監」に，「畜産 T P P 対策監」を「畜産国際経済連携対策監」に改める。

地域包括ケア対策監」

附則第 4 項を削る。

（鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正）

第 3 条 鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則（昭和38年鹿児島県規則第101号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り，附則第 1 項の項番号を削る。

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第4条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の20」を「100分の25」に改める。

第14条第1項第1号中「100分の111.5以上100分の190」を「100分の106.5以上100分の180」に、「100分の133.5以上100分の230」を「100分の128.5以上100分の220」に改め、同項第2号中「100分の102.5以上100分の111.5」を「100分の97.5以上100分の106.5」に、「100分の122.5以上100分の133.5」を「100分の117.5以上100分の128.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の88.5」に、「100分の113.5」を「100分の108.5」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の46」を「100分の43.5」に、「100分の57」を「100分の54.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の44.25」を「100分の41.75」に「100分の53.5」を「100分の51」に改める。

（鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の扶養手当，管理職手当，期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の支給に関する規則の一部改正）

第5条 鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の扶養手当，管理職手当，期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の支給に関する規則（昭和45年鹿児島県規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り，附則第1項の項番号を削る。

（鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第6条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健福祉部地域医療整備課屋久島町駐在機関」を「くらし保健福祉部保健医療福祉課屋久島町駐在機関」に，「大島支庁喜界事務所 大島支庁総務企画部喜界町駐在機関」を「大島支庁喜界事務所」に，「保健福祉部地域医療整備課瀬戸内町駐在機関」を「くらし保健福祉部保健医療福祉課瀬戸内町駐在機関」に，「保健福祉部地域医療整備課薩摩川内市駐在機関」を「くらし保健福祉部保健医療福祉課薩摩川内市駐在機関」に，「保健福祉部地域医療整備課奄美市駐在機関」を「くらし保健福祉部保健医療福祉課奄美市駐在機関」に，「保健福祉部地域医療整備課南大隅町駐在機関」を「くらし保健福祉部保健医療福祉課南大隅町駐在機関」に改める。

附則第6項を削る。

（初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正）

第7条 初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項後段を削る。

附 則

- 1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 当分の間，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下この項において「再任用職員」という。）以外の職員（鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。）に対する第4条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第14条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の106.5以上100分の180以下」とあり，及び同項第2号中「100分の97.5以上100分の106.5未満」とあるのは「100分の88.5」とし，再任用職員に対する同規則第15条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の43.5以上」とあるのは「100分の41.75」とする。